

弟子屈!
あれ、これ



摩周湖と いで湯のロマン 弟子屈町

地域C(シンボルマーク・キャッチフレーズ)

平成15年に迎えた弟子屈町百年の記念事業の一つとして、キャッチフレーズが平成15年2月、シンボルマークが同年7月に決定し、地域の特徴を分かりやすく表した地域Cとして、弟子屈町のイメージアップに一役かっています。

平成 **27** 年度版

広報てしかが4月号別冊
「しっとくべんりちよう」

てしかが町

知 って 得 ある
便利帳

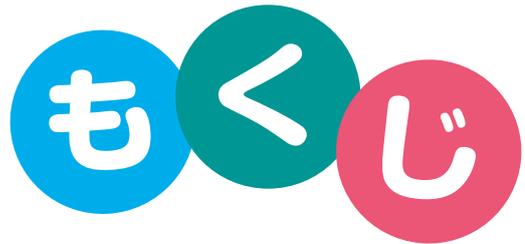


くらし・手続き p3~10

- 戸籍・住民票
- 印鑑登録
- パスポート
- 上下水道
- ごみ処理
- し尿汲み取りなど
- 相談
- その他生活
- 税
- 住宅に関する助成
- 国民年金
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療
- 医療費等の助成

健康・福祉・子育て p11~18

- 検診
 - ★こども
 - ★おとな
 - ★健康相談
- 介護保険
- 福祉
- 子育て
 - ★子育てを支援する諸制度
 - ★中学生以下の通院医療費助成 (Fureca^{フレカ})
 - ★乳幼児及び児童の医療費助成
 - ★ひとり親家庭等の児童及び親の医療費助成
 - ★子育て家庭を応援します！
 - ★こどもの発達のことので悩んでいたら
- 保育園・幼稚園
 - ★保育園 (おひさま・川湯・奥春別)
 - ★幼稚園
 - ★子どもたちの健全育成のために



教育・文化・スポーツ p19~26

- 学校
 - ★小中学校・高校
 - ★修学資金貸付事業
- 出前講座
- 生涯学習情報
- 社会教育事業
- 健康体力づくり
- 図書館
- 学習・スポーツ施設など

まちづくり p27~59

- まちの現状と課題
- 平成27年度当初予算の概要
- 平成27年度の重点事務事業
- 知って得する情報
- 今年度実施する主な事務事業一覧
- 弟子屈町の借金と貯金などの情報
- 町民アンケート結果
- 行政活動の評価結果



★住民登録

住民登録は、弟子屈町に住む町民であることを記録したもので、選挙や国民健康保険、国民年金などの行政サービスを行う上での基礎となります。

★本人確認の実施

なりすましによる証明書類の不正取得や、虚偽の届出などを防ぐため、各種手続きにおいて【本人確認】を実施しています。各種お手続きの際には、以下の身分証明書をご提示ください。皆さんの個人情報を守るために行うものですので、ご理解、ご協力をお願いします。

※身分証明書の例

| | |
|---------|--|
| 1点で良いもの | 免許証・パスポート・住基カード（顔写真有）・障害者手帳などの顔写真付きのもの |
| 2点必要なもの | 健康保険証・介護保険証・年金手帳（証書）・医療関係受給者証・学生証など |

★住所変更等に関する届け出

| 種類 | 届け出期間 | 届け出人 | 必要なもの（●は該当者のみ） |
|-------|--------------|------------|--|
| 転入届 | 転入した日から14日以内 | 本人または同一世帯員 | ①印鑑 ②前住地で交付された転出証明書 ③身分証明書 ④国民年金手帳 ⑤介護保険被保険者証 |
| 転出届 | 転出前 | | ①印鑑 ②印鑑登録証 ③身分証明書 ④国民健康保険被保険者証 ⑤介護保険受給者証 |
| 転居届など | 転居した日から14日以内 | | ①印鑑 ②身分証明書 ③国民健康保険被保険者証 ④介護保険被保険者証 |

★住民票の写しの交付（手数料…1通300円）

住所・氏名・生年月日・性別・前住所等が記載されています。本籍・世帯主名・続柄等の事項は省略されていますが、希望があれば記載することができます。

【必要なもの】

- 本人・同一世帯員からの請求……窓口に来る方の身分証明書
- 「」以外の方からの請求…委任状（本籍等記載希望の場合は用途を明記）、窓口に来る方の身分証明書

★住民基本台帳カードの交付（平成28年1月までの取扱い）（発行手数料…750円）

安全性の高いICカードで、どなたにでも発行できます。（15歳未満の方は、法定代理人からの申請が必要です）。【有効期限…発行日から10年】

※カードを取得すると

- 本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用することができます。
- 公的個人認証サービス（注1）を利用した行政手続きのインターネット申請が可能になります。取得の方法等、詳しくは係にお問い合わせください。

（注1）公的個人認証サービスの電子証明書は3年ごとに更新手続きが必要になりますのでご注意ください。



★戸籍に関する届け出

| 種類 | 届け出期間 | 届け出人 | 必要なもの（●は該当者のみ） |
|-----|--------------|-------------------|---|
| 出生届 | 生まれた日から14日以内 | 父、母、同居者、立ち合った医師など | ①出生証明書 ②母子手帳 ③印鑑 ④加入している健康保険証 ⑤身分証明書 |
| 死亡届 | 事実を知ってから7日以内 | 親族、同居者など | ①死亡診断書 ②印鑑 ③身分証明書 ④国民健康保険被保険者証 ⑤国民年金手帳 |
| 婚姻届 | 任意 | 夫、妻 | ①全部事項証明書又は戸籍謄本1通（本籍地が弟子屈町でない場合） ②二人の印鑑 ③身分証明書 ④国民健康保険被保険者証 |
| 転籍届 | 任意 | 戸籍筆頭者、配偶者 | ①全部事項証明書又は戸籍謄本1通（本籍地が弟子屈町でない場合） ②印鑑（筆頭者および配偶者それぞれの印鑑） ③身分証明書 |

戸籍全部事項証明（謄本）・戸籍個人事項証明（抄本）（手数料…戸籍謄抄本1通450円 除籍謄抄本1通750円）

●本籍・筆頭者・名・生年月日・父母氏名・出生地・婚姻日等が記載されています。本籍地の市区町村で請求が可能です。

【必要なもの】 ●本人、直系尊卑属、配偶者の方…身分証明書

●それ以外の方……………委任状・窓口に来られる方の身分証明書

不幸があったときは…

死亡届を提出してください（病院等から死亡診断書の記載された届書用紙が渡されます）。届出をすると「火葬許可証」が交付されますので、必ず火葬場に持参してください。

※死亡届を提出する際、火葬場使用料が必要となります。 亡くなられた方が弟子屈町民…10,000円
〃 町民以外……20,000円

印鑑登録

★印鑑登録（手数料…450円）

●弟子屈町に住民登録がある方で15歳以上の方であれば登録が可能です。印鑑登録を終えた方には、印鑑登録証（カード）を発行します。

不正防止のため、原則本人が窓口に来られないと印鑑登録ができません。印鑑登録は個人の財産を守るために非常に重要なものなのでご理解をお願いいたします。

【必要なもの】

●免許証やパスポートなどの官公署の発行の顔写真付き身分証明書 ●登録する印鑑

※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方や、入院等で窓口に来られない方は係にご相談ください。

★印鑑登録証明書の交付（手数料…1通450円）

●弟子屈町の印鑑登録原票に登録された印影を証明するものです。

【必要なもの】

●本人の場合……印鑑登録証（カード） ●代理人の場合…印鑑登録証（カード） 窓口に来られる方の身分証明書

※カードを持参されないと、ご本人であっても、いかなる理由があっても証明書の発行ができませんのでご了承ください。

パスポート

★パスポートの申請（手数料…10年用16,000円・5年用11,000円 ※12歳未満の方…5年用6,000円）

●日本国籍を有し弟子屈町に住民登録のある方であれば、環境生活課窓口で申請できます（受付時間9:00～16:30）。

【新規取得の際必要なもの】

●6ヶ月以内に発行された戸籍謄抄本 ●身分証明書 ●6ヶ月以内に撮影されたパスポート用顔写真（縦45mm×横35mm）

※未成年者の方は5年用のみ申請可能です。

その他

屈斜路郵便局でも戸籍、住民票、印鑑証明書等の交付請求・受取ができます。※交付請求可能な方が一部変更となる部分もありますのでご連絡ください。

環境生活課 ☎482-2934(課直通)

上下水道

★上下水道の手続き～こんな時には手続きを！～

| | |
|--------------------|--|
| ●引っ越しする時（新築・転居） | ●使用料の支払い方法を変える時 （口座振替への変更や口座振替の内容を変更する場合は、 口座番号が分かるものと通帳の届け出印が必要です。） |
| ●使用を中断したり、開始したりする時 | |
| ●使用者の名義が変わった時 | |
| ●使用される用途が変わる時 | ●水道管やメーター器などを撤去する時 |

※引越しなどの際は、上下水道がすぐに使えませんが、使用の2日前には手続きをお願いいたします。

★指定店制度があります

- 上下水道の装置・設備の新設・改造・撤去・修理などは、弟子屈町で指定された業者で行わなければなりません。
指定業者につきましては、水道課までお問い合わせください。

上下水道に関するお問い合わせは **水道課 ☎482-2942 (課直通)**

ごみの処理は

★『てしかがの「ごみの分け方・出し方辞典」たつじん』をご覧ください。

し尿汲み取りおよび浄化槽汚泥引き抜きは

- し尿汲み取り、浄化槽汚泥の引き抜きの依頼や問い合わせ等については、川上郡衛生処理組合（☎486-2223）にお問い合わせください。

相談に関すること

★くらしの相談、消費者被害などに関する相談

くらしの相談に関することやその他法律相談、行政相談、消費者相談の受付は、生活係が窓口になっております。



環境生活課 ☎482-2934(課直通)

その他生活に関すること

★犬を飼うには

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により生涯1度の登録と年1回の予防注射が法律で義務付けられています。これに違反した場合は20万円以下の罰金となります。

予防注射は室内犬・室外犬を問わず、接種しなければなりません。

弟子屈町では予防注射を受けやすくするため、毎年5月ころに各地区を巡回し、集合注射を行っていますので必ず接種するようお願いします。

▲料金／登録料3,000円、注射料2,560円、注射済票交付手数料600円
 なお、集合注射の日程と都合が合わない場合は、次の場所で接種することができます。



- ◆釧路地区農業共済組合弟子屈支所 ☎482-2571
- ◆三城家畜病院 ☎482-2900

※転入・転出にかかる飼い犬の異動および既登録犬の死亡等については、届出が必要ですので環境生活課生活係にお問い合わせください。また飼い犬が逃げた場合もご連絡ください。

★墓地を使用するには

町内各墓地を使用する場合は、あらかじめ使用申請が必要です。なお、既に使用している墓地用地が不要となった場合や使用者が変更となる場合は手続きをお願いします。

▶墓地使用料／

| | 弟子屈・川湯墓地 | その他墓地 |
|---------|----------|--------|
| 料金（1区画） | 10,000円 | 6,000円 |

※1区画 間口1.8m×奥行3.6m

★町営公衆浴場「泉の湯」をご利用ください

生活環境の確保と健康の保持増進を図ることを目的とし、町営公衆浴場「泉の湯」を運営しています。親しみある公衆浴場を目指し運営していますので、ぜひご利用ください。

▶料金／

| | 1回利用券 | 回数券（11回綴り） |
|----|-------|------------|
| 大人 | 200円 | 2,000円 |
| 中人 | 120円 | 1,200円 |
| 小人 | 80円 | 800円 |

●営業時間／午後1時～午後9時
 （定休日：毎週火曜日）

★町民宿泊助成

町民の方などが、対象となる町内宿泊施設に宿泊する際、1泊につき1人2,000円を助成します。

ごみ・犬、墓地、公衆浴場「泉の湯」に関するお問い合わせは **環境生活課 ☎482-2934（課直通）**
 町民宿泊助成に関するお問い合わせは **観光商工課 ☎482-2940（課直通）**

税

★町税等の種類

町税には、町民税（個人、法人）、固定資産税、国民健康保険税、入湯税、軽自動車税などがあります。

★町・道民税の申告

1月1日現在、町内に住民登録があり一定以上の所得がある方、または所得がなくても世帯主の方は、個人町・道民税の申告をしなければなりません。

ただし、税務署に確定申告を行った方、または生活扶助を受給されている方は申告をする必要がありません。

◆年金収入だけの方・収入が全くない方も申告を

国民健康保険税の算出や各種公的サービスの受給のため、年金収入だけの方や収入が全くない方も所得の申告が必要です。

なお、申告がされない場合、国民健康保険税の軽減や各種公的サービスが受けられないなどの不利益が生じるため、忘れずに申告するようにしてください。



★町税等の納期内納入にご協力を！

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|
| 町・道民税 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | |
| 固定資産税 | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | | |
| 軽自動車税 | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国保税 | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 |

※納期は各期の月末。(12月のみ25日、国保9期のみ25日)

また、月末が日曜日・祝日の場合は翌日、土曜日の場合は翌々日に変更となります。

※納期限以降に課税された場合は、随時別に納期が定められています。

◆納税には便利な口座振替をご利用ください

税や使用料も含め、納付する手間や納め忘れを防ぐ大変便利な口座振替は、下記の金融機関で利用することができます。

《口座振替の利用できる税・使用料》

町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町営住宅使用料、介護保険料、児童福祉費負担金(保育料)、水道使用料、下水道使用料など

《手続きは…》

町内の各金融機関、役場税務課、川湯支所で(ゆうちょ銀行は各郵便局窓口での手続きとなります。)

《手続きに必要なもの》

通帳と通帳の届け出印

《取り扱いのできる金融機関》

釧路信用金庫、北洋銀行、J A摩周湖、ゆうちょ銀行

★町税等の納付が困難な場合

どなたにも、やむを得ない事情は生ずるものです。災害や病気などの特別な事情により税金を納めることが困難な場合は、滞納のままにせず、税務課納税係までお早めにご相談ください。

★町税に関する証明書

| 証明の種類 | 手数料 | 証明の種類 | 手数料 |
|---------------------------------------|--------------------|------------------------------------|----------------|
| 町・道民税関係証明 所得証明書 課税証明書 非課税証明書 | 1年度 1件 600円 | 土地家屋閲覧 | 1件 450円 |
| 固定資産税関係証明書 土地証明・家屋証明 (評価・公課) | 1筆および1棟 1件 750円 | 納税関係証明 町・道民税 固定資産税 その他の町税 | 1年度 1件 600円 |
| 住宅用家屋証明 | 1件 750円 | 軽自動車の納税証明書(車検用) | 無料 |
| | | 法人の営業証明 その他の証明 | 1件 750円 |

★税に関する届け出のお願い

次のような場合には、忘れずに税務課まで届け出をしてください。

- ◆原付バイク・小型特殊自動車(農耕用トラクターを含む)などを取得した時や、廃車・譲渡・盗難などにより所有しなくなった場合。
- ◆転入、転出などで住所変更があった場合。
- ◆登記のない建物を建築した場合。
- ◆建物を取り壊した場合、あるいは譲渡があった場合。

税務課 ☎482-2914(課直通)

住宅に関する助成

★住宅建設促進事業

町内建築事業者を活用し住宅の新築・増改築、リフォームなどを行った場合、建築資金に係る費用の一部を町内の店舗や事業所で使える金券として助成します。

建設課 ☎482-2941 (課直通)

国民年金

★国民年金の届け出が必要な場合

| | 届け出が必要な場合 | 必要なもの | 届け出期限 |
|--------------------|-----------------------------------|--------------|---------------|
| 加入者 | 60歳未満で他の年金を脱退した時 | 印鑑、年金手帳 | 14日以内 |
| | 住所・氏名が変わった時 | | |
| | 死亡した時 | | |
| | 保険料の免除を受けたい時※毎年申請が必要です。(継続加入者は7月) | 印鑑、申請理由、年金手帳 | そのつど |
| 60歳以降に任意に加入・脱退したい時 | 印鑑、年金手帳 | | |
| 受給者 | 60歳以降に年金を請求したい時 | 別途説明を要する | そのつど |
| | ケガや病気により障害年金を請求したい時 | | |
| | 死亡した時 | 印鑑 | 14日以内 そのつど |
| | 氏名・住所の変更があった時 | | |
| 年金の受け取る金融機関を変更したい時 | | | |

★国民年金の加入対象者は

- ①自営業や学生で、満20歳以上60歳未満の方（第1号被保険者）
 - ②厚生年金・共済年金の加入者（第2号被保険者）
 - ③厚生年金・共済年金の加入者の配偶者（第3号被保険者）
 - ④退職年金受給者や満60歳以上65歳未満で加入を希望する方（任意加入者）。さらに70歳まで受給権を確保するための任意加入ができる特例もあります。
- ※上記の①・③に該当する方、④を希望する方は、届け出が必要です。

★国民年金保険料

定額保険料で月額15,590円です。付加保険料として月額400円上積みする方法もあります。
また、保険料を前納（年一括払いや半年一括払い）、もしくは口座引き落としすることによって、月払いより割り引きされる制度もあります。

★国民年金保険料を納めるのが大変な時は

《申請免除》

所得の少ない時や失業などで保険料を納めることができない時は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

- 免除申請の手続きは基本的に毎年必要です。
- 免除が承認されると、次のような措置が受けられます。
 - ①免除期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な資格期間に算入されます。
 - ②免除期間分の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。
 - ③免除には、所得や扶養の状況によって全額免除と半額免除、4分の1免除、4分の3免除があります。

《学生納付特例》

学生の本人所得が一定以下の場合に、申請をして承認を受けると、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。

- 学生納付特例申請の手続きは、毎年必要です。

○学生納付特例が承認されると、次のような措置が受けられます。

- ①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金や遺族基礎年金が保証されます。
- ②学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件に算入されますが、年金額には反映されません。
- ③学生納付特例期間分の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。

《若年者納付猶予》 ※この制度は平成27年6月までの制度です。

これまで所得が一定額を上回る世帯主（親など）と同居している場合は、免除の対象となりませんでした。30歳未満の方で本人（配偶者含む）の所得が一定額以下の場合は、申請し承認されることで月々の保険料の納付が猶予されます。

○若年者納付猶予申請の手続きは、毎年必要です。

○若年者納付猶予が承認されると、次のような措置が受けられます。

- ①若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金や遺族基礎年金が保証されます。
- ②若年者納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格要件に算入されますが、金額には反映されません。
- ③若年者納付猶予期間分の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。

環境生活課 ☎482-2934(課直通)

国民健康保険

★国民健康保険で届け出が必要な場合（届け出は14日以内）

| | 届け出が必要な場合 | 必要なもの |
|---------|------------------|-------------------|
| 国保に入る時 | 転入してきた時 | 印鑑、転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめた時 | 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書 |
| | 子どもが生まれた時 | 印鑑、保険証 |
| | 生活保護を受けなくなった時 | 印鑑、保護廃止決定通知書 |
| 国保をやめる時 | 転出するとき | 印鑑、保険証 |
| | 職場の健康保険に入った時 | 印鑑、国保と職場の保険証 |
| | 死亡した時 | 印鑑、保険証 |
| | 生活保護を受けた時 | 印鑑、保護開始決定通知書 |
| その他 | 町内で住所が変わった時 | 印鑑、保険証 |
| | 世帯が分かれたり、一緒になった時 | 印鑑、保険証 |
| | 世帯主が変わった時 | 印鑑、保険証 |
| | 保険証をなくした時（その都度） | 印鑑 |
| | 就学で住所が変わる時（その都度） | 印鑑、保険証、在学証明書 |
| | 退職医療制度の対象になる時 | 印鑑、保険証、年金証書 |

★国民健康保険に加入しなければならない人は

弟子屈町に住んでいる方で、他の健康保険に加入していない方（生活保護受給者は除く）は、必ず加入しなければなりません。

★国民健康保険税

通常6月から2月まで9回で納めていただくことになっています。ただし、年度途中で加入の届け出があった場合は、月割で算出し、加入の翌月から納めていただくこととなります。（未加入期間の課税が発生する場合があります）

- 国保に加入している方、65歳～74歳までの方だけで構成されている国保世帯は、原則年金天引きになります。

★国民健康保険では、こんな給付があります

- 療養の給付 ●入院時の食事代の給付 ●療養費の支給 ●出産育児一時金の支給 ●葬祭費の給付
- 高額医療費の支給など

後期高齢者医療

★後期高齢者医療で届け出が必要な場合

| | 届け出が必要な場合 | 必要なもの |
|--------------|------------------------|-----------------------------|
| 後期高齢者医療に入る時 | 転入してきた時 | 印鑑、転出証明、負担区分証明書(道外からの転入の場合) |
| | 65歳以上で寝たきりなど一定の障害を持った時 | 印鑑、保険証、身体障害者手帳 |
| | 生活保護を受けなくなった時 | 印鑑、保護廃止決定通知書 |
| 後期高齢者医療をやめる時 | 転出する時 | 印鑑、保険証 |
| | 死亡した時 | 印鑑、保険証 |
| | 生活保護を受けた時 | 印鑑、保護開始決定通知書、保険証 |

★後期高齢者医療の開始と負担割合

- 開始の時期 ●75歳の誕生日から ●寝たきりなどの一定の障害をお持ちの方は、65歳の誕生日から
- 負担割合 窓口支払での負担は、1割(一定以上所得の場合は3割)となります。

★お医者さんにかかるときは

- 保険証のみ必要です。

★後期高齢者医療制度では、こんな給付があります

- 療養の給付 ●入院時の食事代 ●高額療養費の支給

その他医療費等の助成

★重度心身障害者の医療費助成

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方で、1級・2級・3級の一部の方、または重度知的障害の認定を受けた方の医療費の一部を助成します。

※主に生計を維持している人の所得に応じて該当・非該当の判断をします。

★精神障害者入院医療費の助成

町内に住民票のある方で、精神障害により精神科の医療機関などに入院している方には、入院に要した医療費のうち自己負担分の3割を助成します。

注1) どの助成を受けていても、食事負担分の標準負担額や保険適用外分は患者負担となります。

※詳しい内容などは、健康推進課健康推進係までお問い合わせください。

★特定疾患(人工透析・小児慢性特定疾患を含む)患者通院交通費の助成

町内に住民票のある方で、上記疾患により町外および道内の医療機関への通院に要した交通費の3分の2(町民税非課税世帯の方は全額)を助成します。

交通費の額は鉄道・バス・地下鉄運賃、また自家用車利用の場合は主たる公共交通機関の運賃となります。詳しくは健康推進課健康推進係までお問い合わせください。

健康推進課 ☎482-2935(課直通)

健康・福祉・子育て

★こども

| | 実施日 | 受付時間・場所 | 対象 | 備考 |
|------------|---|-------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 乳幼児健診 | 4月15日・5月20日 6月24日・7月22日 8月26日・9月16日 10月28日・11月25日 12月16日・1月27日 2月24日・3月23日 | 水曜日 9:15 ↓ 10:00 福祉センター | ・偶数月 満3歳児 ・奇数月 満1歳6カ月児 | ★北大小児科医の診察があります。 ★脱臼精密検査は4カ月児健診で医師が必要とした子に実施します。 ★3歳は尿検査や視力検査があります。 ★対象児には個人通知します。 |
| | | | 満4カ月児 満7カ月児 満12カ月児 | |
| 9・10ヶ月児相談 | 4月7日(火)・6月9日(火) 8月4日(火)・10月2日(金) 12月8日(火)・2月9日(火) | 10:00 ↓ 10:15 福祉センター | 満9カ月児 ↓ 満10カ月児 | ★歯科指導や離乳食の試食、絵本の読み聞かせがあります。 |
| マタニティ教室 | ★マタニティ教室は、希望者が集り次第実施します。 ご希望の方は、母子手帳交付時にお申し出ください。 | | | |
| ベビーマッサージ教室 | 5月27日・6月3日 6月10日 | 水曜日 子育て支援センター 13:00～ 14:30 | 平成26年 5月1日～ 平成27年 3月28日生まれ | ★全3回で1,000円のマテリアル費などがかかります。 ★各クール初回の1週間前までにお申し込みください。 |
| | 9月30日・10月7日 10月14日 | | 平成26年 9月1日～ 平成27年 7月31日生まれ | |
| | 2月3日・2月10日 2月17日 | | 平成26年 1月1日～ 平成27年 11月30日生まれ | |



| | 実施日 | 場所 | 受付時間 | 対象 | 備考 |
|------|----------------------------------|--|--------------------------|--|--|
| 予防接種 | ●二種混合 (ジフテリア、破傷風) 9月25日(金) | 摩周厚生病院 | 15:00 ↓ 16:30 | 小学6年生 | ★乳幼児期の三種混合のⅡ期です。 ★病院にて集団で接種します。 |
| | ●BCG 乳児健診と同日 | 福祉センター | 14:30 ↓ 15:00 | 満0カ月 ↓ 満12カ月 (満5～8カ月での接種が理想的です。) | ★決められた日にちに行う集団接種です。  |
| | ●麻しん・風しん混合 | ●布施医院 ●弟子屈クリニック ●美里クリニック ●川湯の森病院 ●摩周厚生病院 | ①12～23カ月児 ②H28年度就学予定児 | ★麻しん・風しんに、かかった方はご連絡ください。 ★詳細につきましては、①の方は保健師から、②の方は年度始めにお手紙でお知らせします。 | |

| | 実施日 | 場所 | 受付時間 | 対象 | 備考 |
|------|--------------------------------------|---|------|---------------------|-----------------------------------|
| 予防接種 | ●水痘 (みずぼうそう) | 個別接種となっていますので、希望する上記の医療機関へ事前にお申し込みください。 | | 12カ月～36カ月未満児 | ★平成26年度より助成開始になりました。 |
| | ●四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ) ●不活化ポリオ | | | 満3カ月児 ＼ 満90カ月 | ★町外での接種を希望される方は、事前にご連絡ください。 |
| | ●Hib ●肺炎球菌 | | | 満2カ月児 ＼ 満4才児 | ★現在、全額助成を行なっております。希望される方はご連絡ください。 |

★子宮頸がん予防ワクチンについて

現在、厚生労働省からの通達に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種はお勧めしていませんが、接種を希望する方への助成は継続しています。接種をご希望の方は、役場健康推進課までご連絡ください。

| | 実施日 | 場所 | 受付時間 | 対象 | 備考 |
|-------|-----------------------|----------|-------------|------------------------------|--|
| フッ素塗布 | 乳児健診と同日 | 福祉センター | 10:00～10:20 | (実施日に) 満1歳児 ＼ 就学前の子 | ★母子手帳持参 ★1人1回500円必要 ★半年に1回塗布すると良いです。 ★健康な歯のある人はフッ素塗布した方が良いです。 |
| | 6月24日(水) 12月16日(水) | 奥春別荘の保育園 | 9:20～9:30 | | |
| | 5月14日(木) 11月5日(木) | 川湯保育園 | 10:00～10:20 | | |

★おとな

| | 実施日 | 受付時間・場所 | 対象 | 備考 | |
|----------|--|--|---------------------------------------|--|---|
| 総合健診 | 4月20日(月) | 川湯農村センター | 6:00～10:00 | 40歳以上(特定健診は30歳以上) の町民 | ★申し込み必要 ★検査項目：特定健診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、エキノコックス症、B・C型肝炎、骨粗鬆症 ★自己負担額 胃・前立腺・特定健診 各1,000円(500円) 肺・大腸・肝炎 各500円(300円) ※70歳～74歳()内 75歳以上・生保受給者・40歳すべて無料 ※大腸は(40・45・50・55・60歳)の方が無料クーポン券の対象です。詳細は個別に案内します。 ★特定健診は国保加入者、生保受給者が対象です。各保険者の発行する受診券をお持ちの方も受診できます。 |
| | 4月21日(火) | | | | |
| | 4月21日(火) | 美留和会館 | 8:30～10:30 | | |
| | 4月22日(水) ～ 4月24日(金) | 福祉センター | 6:00～10:00 4/23・10/7は11:30まで実施します。 | | |
| | 10月4日(日) ～ 10月8日(木) | | | | |
| | | | | | |
| 乳・子宮がん検診 | 9月9日(水) 9月30日(水) | 釧路がん検診センター (バスの送迎もあります) | 乳がん 40歳以上、 子宮がん 20歳以上 | ★申し込み必要 ★自己負担(助成後) 乳がん 1,000円 子宮がん 1,000円 ※助成は2年に1回です。今年度は奇数年につき奇数月(1・3・5・7・9・11月)生まれの方が助成対象です。 | |
| | 11月27日(金) | 福祉センター(検診車) | | | |
| | 11月28日(土) | 7:30～11:00、13:00～15:00 9:00～11:00、13:00～15:00 | | | |
| | <p>〈無料クーポン券について〉 対象者には無料クーポン券をお配りしています。(6月中) 詳細はクーポン送付時に同封している説明書をご覧ください。なお、検診の詳細が確定次第、広報等でお知らせします。</p> | | | | |
| 予防接種 | <h3>★成人肺炎球菌ワクチン</h3> <p>平成27年度に満65・70・75・80・85・90・95歳になる方、満100歳以上が対象になります。(満60～64歳は厚生労働省が定めた障がいのある方) 詳細は広報でしかがや町公式ホームページでお伝えします。 ※過去に一度でも接種している方は助成の対象になりません</p> | | | | |

★その他

| | 実施日 | 場 所 | 時 間 | 対 象 | 備 考 |
|------|-------|---------------|-------------|-----|---|
| 健康相談 | 毎週月曜日 | 役場1階 健康相談室 | 10:00~16:00 | 全町民 | ★健康手帳のある人はご持参ください。 ★介護や心の悩みなど、どんなことでも気軽に相談ください。 ★母子手帳の発行も行っています。月曜日以外に来所される方は、事前にご確認ください。 |

◎電話相談 赤ちゃんのこと、育児、その他介護の事や心の悩みなど何でも相談にのります。

◎特定健診・各種がん検診は1年間を通じて個別に受診することもでき、個人負担金は町の検診と同じです。

釧路がん検診センター（0154-37-3370）へ直接お申し込みください。

健康推進課 ☎482-2935(課直通)

介護保険

★介護保険加入者と保険料

介護保険は、40歳以上の医療保険加入者と65歳以上の方全員が被保険者（加入者）となり、保険料を負担し介護が必要になった時に、サービス費用の1割を支払って介護サービスを利用することができる制度です。（一定以上の所得がある第一号被保険者の利用負担は2割です。）

◆保険料の支払い方法

●第1号被保険者（65歳以上）

年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金の定額支払時（年6回）に介護保険料が差し引かれます。ただし、年額18万円以下の方、老齢福祉年金の方、その他の事情で差し引くことができない方は、個別に納入通知書や口座振替により、年5回（6月から2月まで）で納めていただきます。

●第2号被保険者（40歳～64歳）

加入している健康保険（国保や社会保険）に含められ、医療保険の一部として一括納めていただきます。

★介護保険で受けられるサービス（●は当町では対応していません）

居 宅 サ ー ビ ス ○居宅介護支援 ○訪問介護 ●訪問入浴介護 ○訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導 ○訪問看護

通 所 サ ー ビ ス ○通所リハビリテーション ○通所介護（デイサービス）

宿 泊 サ ー ビ ス ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

施 設 サ ー ビ ス ○介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設

その他のサービス ○福祉用具購入費の支給 ○福祉用具の貸与 ○住宅改修費の支給

※詳しくは担当係までお問い合わせください。

★高齢者の相談

高齢者やその家族のさまざまな相談に応じ、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

要支援1・2と認定された方の介護予防計画を作成します。…健康推進課地域包括支援係

★居宅介護支援

要介護1～5と認定された方の介護サービス計画を作成します。…健康推進課在宅支援係

★介護サービス利用の手順

①申請

日常生活に支援や介護が必要な状態であることを認定（要介護認定）してもらうため、介護保険係へ申請書を提出します。

②調査

専門知識を持つ役場職員や介護支援専門員（ケアマネージャー）などが家庭を訪問し、介護が必要な状態かを調査します。また、かかりつけ医師に病気などの症状をまとめた意見書を記入してもらいます。

③審査・判定

調査結果と医師の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家がどれくらいの介護が必要かを審査します。

④認定

審査結果に基づき、どの程度の介護が必要かを要支援1・2、要介護1～5の7段階で認定し、結果を本人に通知します。

⑤計画作成

認定された要介護状態に合わせて、「いつ」「どこで」「どんな」サービスを受けるかという計画（ケアプラン）を介護支援専門員（ケアマネージャー）が本人や家族と相談しながら、無料で作成します。

⑥サービス利用

作成したケアプランに基づいて、介護サービスを利用します。このとき、利用したサービス費用の1割または2割が自己負担となります。

★介護保険サービスの利用料

- 介護保険のサービスを利用した時は、かかった費用の1割または2割を自己負担することになり、残りの9割または8割は保険（町）から給付されます。また、施設に入所したときは、費用の1割または2割と食事代及び居住費が自己負担となります。
- サービス利用者の負担を軽減するため、1カ月分の自己負担額に上限を定め、それを超えた分を申請によりあとから支給する高額介護サービス費制度等があります。
- 平成27年4月より社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度が始まります。
特別養護老人ホーム摩周に入所されている方で所得の要件に該当する方はこの制度により利用者負担額が軽減されます。また、特別養護老人ホーム摩周で短期入所生活介護（ショートステイ）を利用される方につきましても、利用者負担額が軽減されます。

介護保険に関するお問い合わせは **健康推進課 ☎482-2935（課直通）**

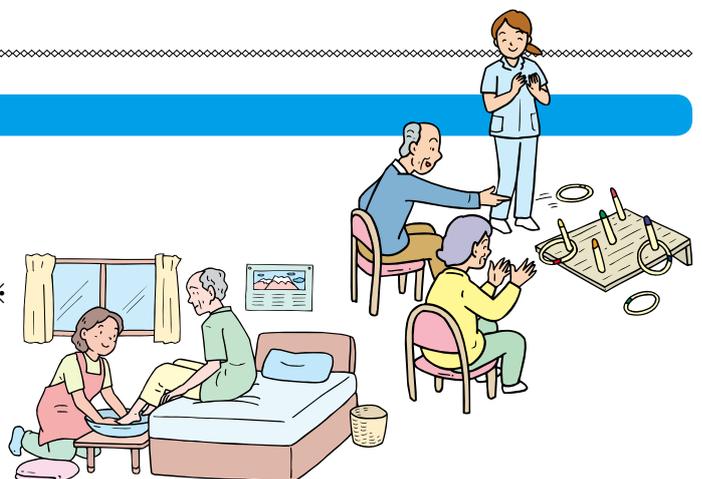
福祉

★福祉サービスのいろいろ

高齢者福祉サービス

- 高齢者相談（無料）
- 緊急通報システム設置事業（通話料が有料）
- 在宅老人等軽度生活援助事業（有料）※
- 在宅老人等生きがい活動支援通所事業（有料）※
- 給食サービス（有料）※
- 除雪サービス（無料）※
- ひとり暮らし老人訪問サービス（無料）※
- 寝たきり老人等入浴サービス（無料）※
- 移送サービス（無料）※

※これらのサービスのお問い合わせは、弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054



▶助成・給付手当等の各種制度

- 在宅福祉機器貸付 ○要介護者等家族介護用品支給
- バス・ハイヤー料金および燃料費の助成 ○水道料金の助成 ○福祉灯油等購入の助成

★暮らしを支える諸制度

- 生活保護 ○生活福祉資金の融資のあっせん ○特別児童扶養手当

★福祉の湯

65歳以上の方、ひとり親家庭、障害者手帳の交付を受けた方は、月額150円で利用できます。また、福祉センターを利用された一般の方は1回200円で利用できます。

①弟子屈町社会老人福祉センター ☎482-1054（毎週月曜日休館）

②川湯福祉の湯 連絡先青少年会館 ☎483-2720（毎週火曜日休館）

開館時間は午前9時から午後8時。ただし、11月1日から翌年4月30日の期間は上記休館日のほか、弟子屈町社会老人福祉センターは、毎週木曜日休み。川湯福祉の湯は、毎週金曜日休み。

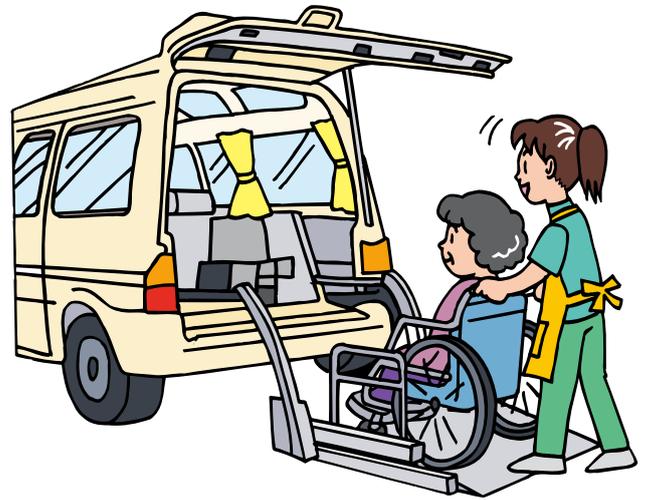
障害者（児）福祉サービス

- 身体障害者（児）相談（無料）
- 身体・精神・知的障害者（児）への自立支援制度
- 緊急通報システム設置事業（通話料が有料）
- 除雪サービス（無料）※
- 入浴サービス（無料）※
- 移送サービス（無料）※

※これらのサービスのお問い合わせは、弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054

▶助成・給付手当等の各種制度

- 補装具・日常生活用具の給付（一部有料）
- 在宅福祉機器貸付
- バス・ハイヤー料金および燃料費の助成
- 水道料金の助成
- 人工透析通院者への通院費の助成
- 施設入所者への帰省交通費の助成
- 在宅精神障害者通所施設等の交通費助成
- 要介護者等家族介護用品支給
- 障害児福祉手当（所得制限あり）
- 特別障害者手当（所得制限あり）
- 介護手当（要件あり）
- 自動車税・自動車取得税の軽減措置（要件あり）
- NHK受信料の減免（要件あり）
- 福祉灯油等購入の助成



★民生委員・児童委員は、地域の相談員

町内の各地域には民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は皆さんの地域とともに生活し、住みよい地域づくりに取り組んでいます。何か悩み事や困り事がありましたら、お気軽にご相談ください。



福祉に関するお問い合わせは **福祉子ども課 ☎482-2921（課直通）**

★子育てを支える諸制度

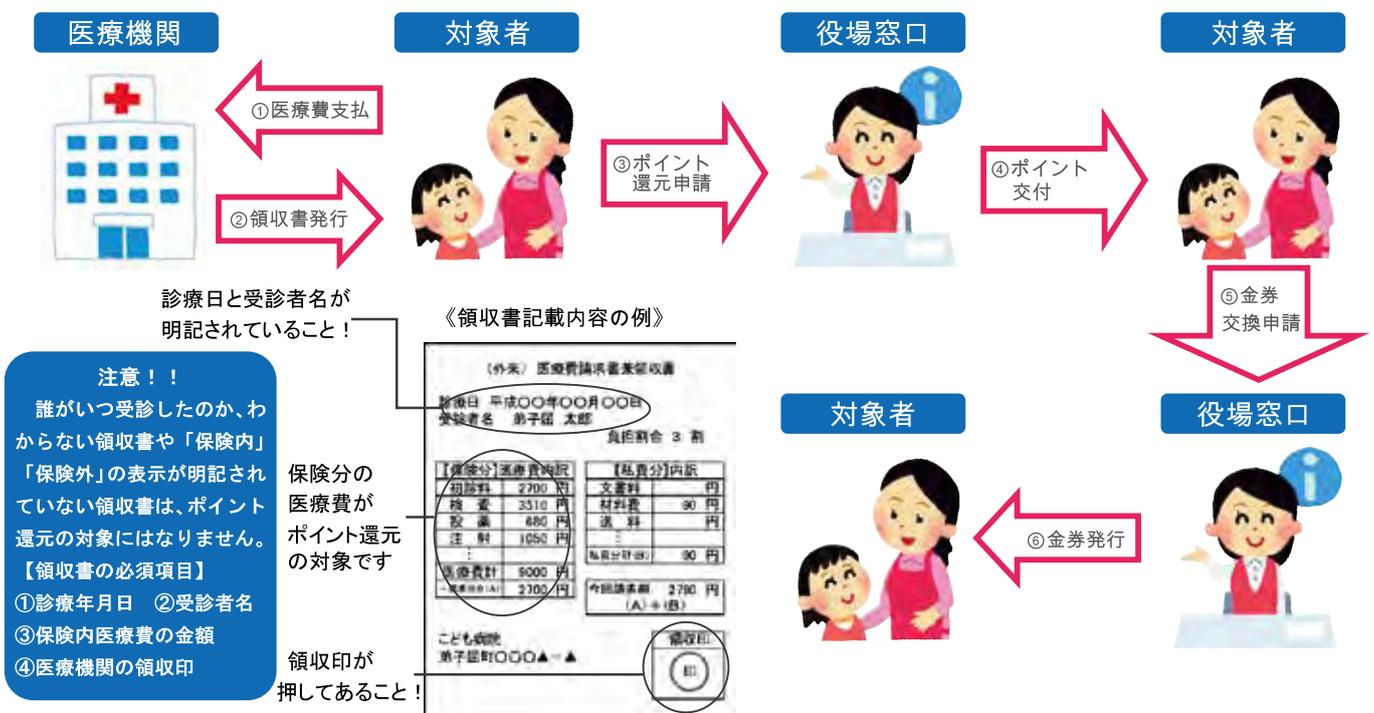
- 特別児童扶養手当 ◇児童手当 ◇紙おむつ・粉ミルク購入費の助成 ◇児童扶養手当
- ◇養育費の助成 ◇母子寡婦福祉資金の融資のあっせん

福祉に関するお問い合わせは **福祉こども課 ☎482-2921(課直通)**

★中学生以下の入院・通院医療費助成 (Fureca)^{フレカ}

中学生以下のお子さんの入院・通院にかかる医療費負担(平成27年4月診療分から)をポイント換算し、町内のお店で利用できる金券と交換します。子育て中のご家庭への経済的支援と、町内消費の活性化につなげることを目的としています。

金券交換までの流れ



【助成の内容】

- ポイントの対象は、お子さんが医科や歯科への入院、通院または医師の処方による調剤に支払った保険分の自己負担額となり、1円=1ポイントに換算し、累積500ポイントごとに500円分の金券と交換できます(入院のベッド代、食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種等は対象外)。
- なお、他の医療費助成制度を受けられる場合は、助成額を控除した額となります。
- 町内の金券取扱店は金券発行時に窓口でご案内いたします。

【利用の手続き】

- 初回申請時は役場窓口で医療機関の領収書と印鑑をお持ちください。
- ポイント交換できる期間は、領収書の発行から2年間です。忘れずお早めの手続きをお願いします。
- ポイントカードを紛失、破損等した場合は、再交付できますので申し出てください。
- ポイントカードの有効期間は1年間、金券の有効期限は発行日から6か月間となりますので、ご注意ください。
- 保護者の方が、確定申告で医療費控除を受ける場合、本事業によるポイント付与分は申告する医療費から差し引く必要がありますので、ご注意ください。

★乳幼児及び児童の医療費助成

就学前のお子さん（6歳に到達した年度末まで）に係る医療費の一部を助成します。
小学生のお子さんの入院に係る医療費の一部を助成します。
※保護者の所得に応じて該当・非該当等の判断をします。

★ひとり親家庭等の児童および親の医療費助成

次のいずれかに当てはまる場合には、親・子どもの入通院にかかる医療費の一部を助成します。

○対象／

- ひとり親家庭や両親の死亡・行方不明等により、他の家庭で扶養・看護されている18歳未満の子とその親。
- ひとり親家庭で扶養されている18歳未満の子とその親。（在学により子と親が別居している場合も対象となります）

※主に生計を維持している人の所得に応じて該当・非該当の判断をします。

医療費助成に関するお問い合わせは **健康推進課 ☎482-2935（課直通）**

★子育て家庭を応援します

○子育て支援センター「ひなたぼっこ」

☎482-5667 桜丘3丁目5番6号（こども支援センター内）

町内に住む子育て中の保護者や乳幼児が集まり、育児相談・情報交換・親子で遊べる場として、気軽に利用できる場所です。子育て相談は、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで行っていますのでお気軽にご利用ください。

※日程は、毎月の広報や公共施設の掲示板でご案内しています。

★子どもの発達のことでも悩んでいたら

発達、療育相談

○役場健康推進課健康推進係 ☎482-2935

※お子さんの発達（ことば、運動、情緒、コミュニケーションなど）に、心配がある場合は、ご相談ください。

○こども発達支援センター『もくば』 ☎482-3093 桜丘3丁目5番6号（こども支援センター内）

小学校6年生までのお子さんの発達（ことば・運動・情緒など）に心配がある場合は、そのお子さんの状況に応じ療育支援を行います。

また、言語聴覚士（ことば）理学療法士（運動）心理士など関係機関の専門スタッフに発達相談をすることもできます。

★保育園（所）

保育園（所）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行う施設です。

認可保育園（対象年齢／0歳～5歳）

○町立おひさま保育園 ☎482-2444 泉1丁目11番1号

○町立川湯保育園 ☎483-2537 川湯温泉4丁目3番1号

認可外保育所（対象年齢／2歳～5歳）

○奥春別森の保育園 ☎482-4820 奥春別

※入園などのお問い合わせは奥春別森の保育園まで。

★幼稚園

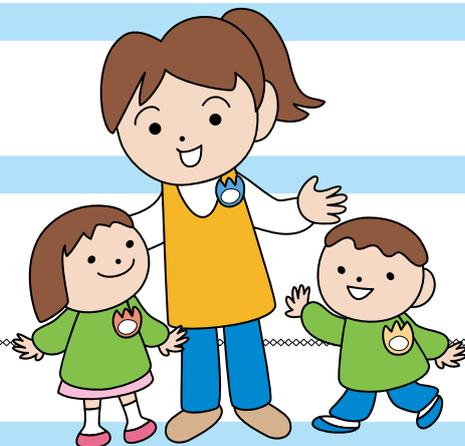
弟子屈町には私立摩周丘幼稚園があります。

幼稚園

○摩周丘幼稚園 ☎482-2315 美里2丁目7番2号

町では、同幼稚園にお子さんを通園させている保護者に対し、保育料の一部を補助しています。

補助の条件や対象範囲、入園などのお問い合わせは摩周丘幼稚園まで。



★子どもたちの健全育成のために

放課後児童クラブ

町では、昼間就業等で自宅に保護者のいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて健全に育成する「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を町内の下記施設で行っています。

- 東部こども館（げんきクラブ） ☎482-3944 中央3丁目11番25号
- すずらんこども館（風の子クラブ） ☎482-3943 鈴蘭4丁目7番11号
- みはらし台こども館（みはらしクラブ） ☎482-3176 高栄4丁目6番1号
- 川湯青少年会館（わんぱくクラブ） ☎483-2720 川湯温泉4丁目15番5号

利用を希望される方は各施設の放課後児童支援員または、役場福祉こども課子育て推進係（こども支援センター内）☎482-5667（直通）までお問い合わせください。



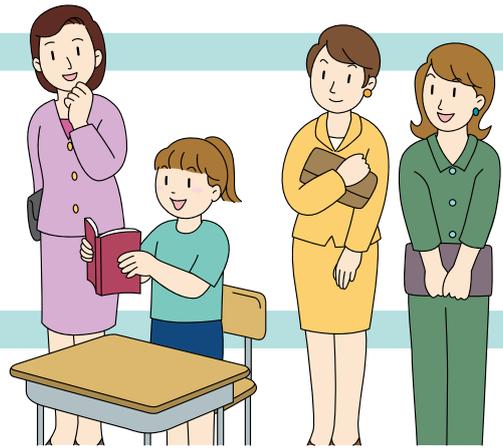
★小・中学校と高校

小学校

- 弟子屈小学校 ☎482-2044 中央2丁目1番1号
- 川湯小学校 ☎483-2041 川湯温泉4丁目15番10号
- 和琴小学校 ☎484-2061 字屈斜路260番地
- 美留和小学校 ☎482-1097 字美留和82番地
- 奥春別小学校 ☎482-4819 字釣別274番1

中学校

- 弟子屈中学校 ☎482-2071 美里1丁目3番1号
- 川湯中学校 ☎483-2337 川湯温泉7丁目3番11号



▶児童生徒の転入学手続き（小中学校を転校する場合）

①弟子屈町内で転校する場合

在学証明書・教科書給与証明書（前の学校のもの）をもらって、環境生活課の窓口で転居手続きを済ませてから、教育委員会管理課学校教育係にお越しください。

②町外から弟子屈町に転校する場合

環境生活課の窓口で転入手続きを済ませてから、以前の学校からもらった在学証明書・教科書給与証明書を持参して、教育委員会管理課学校教育係にお越しください。

③弟子屈町から町外に転校する場合

在学証明書・教科書給与証明書を在学していた学校からもらい、環境生活課の窓口で転出手続きを済ませてから、転校先の教育委員会へ提出してください。

▶就学援助について

教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方、および特別支援学級に入級されている児童生徒の保護者の方に対し、給食費・修学旅行費、学用品等の援助を行っています。教育委員会管理課学校教育係 ☎482-2945（課直通）へお問い合わせください。

高 校

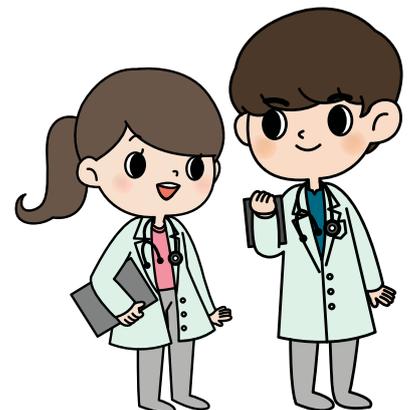
- 道立弟子屈高等学校 ☎482-2237 高栄3丁目3番20号

大学、大学院、看護師等養成機関

▶医師、看護師等修学資金貸付事業について

医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師等及び介護福祉士を養成して将来町内の医療機関及び福祉施設に勤務しようとする方に対して修学資金の貸付をしています。

健康推進課 ☎482-2935（課直通）へお問い合わせください。



生涯学習

生涯学習まちづくり ふれあいトーク

町の職員を講師説明員として派遣します。ぜひご利用ください！

出前講座

町では、「生涯学習まちづくりふれあいトーク」講師派遣の受け付けをしています。このふれあいトークは、町民のみなさんの要望に応じて皆さんのお手元へ行政の取り組みや事業の内容、施設の概要などのお話をお届けいたします。たくさんのご利用をお待ちしています。

◆申し込み

このふれあいトークに講師説明員の派遣申込みができるのは、原則として町内に在住、在勤している10人以上の方が参加される団体およびグループです。

◆開催時間と会場は

時間は午前10時から午後9時までの間の1時間以内とし、会場は町内に限ります。この制度は、町民の皆さんが主催する催しに、担当課の職員を講師説明員として派遣する制度です。会場の確保、催しの周知などは、主催者側でお願いします。

◆申し込み方法は

講師説明員の派遣を希望される団体の代表者は、原則として開催しようとする日の2週間前までに、教育委員会社会教育課に申し込みください。なお、担当課の業務や講師となる職員の日程などの関係で、開催日時などの希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

また、このふれあいトークの講師説明員は、町行政の担当職員が行います。説明に関する質疑・意見交換は行いますが、苦情や要望を言う場ではありませんので、あらかじめご了承ください。なお、開催時間は、決められた時間内で終わるようにお願いします。

◎申し込みと問い合わせ先は、教育委員会社会教育課(弟子屈町公民館内) ☎482-2948(課直通)

生涯学習 講演会

町内の各種団体等と連携しながら「生涯学習講演会」の開催を予定しています。開催時期が確定しましたら、あらためて広報紙やチラシなどでご連絡します。また、講演内容などご希望がありましたら、ぜひお申し出ください。

生涯学習 だより

町民を対象とする各種行事やさまざまな事柄を広報紙に掲載し、情報を発信します。

生涯学習を支える 社会教育事業

年間を通して、各種事業を予定しています。
内容などのお問い合わせは、教育委員会社会教育課☎482-2948(課直通)

弟子屈町公民館

生涯学習や社会教育の核となる施設です。

○利用できる日と時間 毎週火曜日と祝日・12月30日から翌年の1月5日までを除く、午前9時から午後10時

○利用できる場所 会議室、研修室、和室、講堂

○利用の申し込み 弟子屈町公民館 ☎482-2340 FAX482-2343

●公民館事業

◆対象者 町民の方ならどなたでも

◆内容 生涯学習推進のため、各種ロビー展(サークル・個人)をはじめ、体験学習や弟子屈高校との連携による講座開催などを予定しています。

予定している
公民館講座

- 「登山」
- 「手芸」
- ふるさと講座（歴史、アイヌ文化など）
- 「陶芸」
- 弟子屈高等学校との連携講座
- その他「料理教室」等各種講座を予定

● 「生きがい講座」(高齢者教育事業)

◆対象者 60歳以上の高齢者の方

◆内 容 弟子屈学級・川湯学級の2学級が4月から3月までの1年間を通して研修・交流を行います。

平成27年度 町民大学校「生きがい講座」年間学習計画

| 月 日 | 学 級 名 | 学 習 内 容 | |
|-----|--------------------------|---------------------|--|
| | | 学 習 主 題 | 学 習 項 目 |
| 4月 | 4月14日(火) 弟子屈学級 | 学ぶ意欲を持つとう！ | 開講式（学長式辞・新入学生確認・年間学習・計画樹立・学級役員選出） (弟・公民館 川・ふるさと館) |
| | 4月17日(金) 川湯学級 | | |
| 5月 | 5月22日(金) 弟子屈学級 | 健康な生活を送ろう！ | 健康体操（太極拳他） (公民館) |
| | 5月8日(金) 川湯学級 | 安全なくらしについて学ぼう！ | 講演会（悪徳商法・詐欺等） (ふるさと館) |
| 6月 | 6月18日(木) 弟子屈学級 | あの町 この町を訪ねて！ | 施設見学 (丸瀬布町他) |
| | 6月26日(金) 川湯学級 | 近隣町村を知ろう！ | 施設見学 (阿寒方面) |
| 7月 | 7月24日(金) 弟子屈学級 | 軽スポーツを通し 親睦を図ろう！ | 合同室内室内小運動会 (文化センター) |
| | 川湯学級 | | |
| 8月 | 8月24日(月) 弟子屈学級 | 健康について学ぼう！ | 健康な身体を作るための栄養指導 (公民館) |
| | 8月31日(月) 9月1日(火) 川湯学級 | あの町 この町を訪ねて！ | 宿泊研修 (遠軽方面) |
| 9月 | 9月6日(日) 弟子屈学級 | 近隣町村を知ろう！ | 施設見学（霧多布岬まつり他） (浜中町他) |
| | 9月18日(金) 川湯学級 | 交流を通して親睦を図ろう！ | 鶴居村高齢者との交流会（パークゴルフ） (農村センター) |
| 10月 | 10月9日(金) 弟子屈学級 | 室内ゲームを楽しもう！ | 室内運動（ゲーム他） (奥春別交流センター) |
| | 10月16日(金) 川湯学級 | 作る楽しさと技術を学ぼう！ | 文化活動（エコハット）手芸 (川湯ふるさと館) |
| 11月 | 11月25日(水) 弟子屈学級 | 交流を通して親睦を図ろう！ | 標茶町高齢者との交流会 (標茶町) |
| | 11月20日(金) 川湯学級 | 健康について学ぼう！ | 講演会（身体測定他） (ふるさと館) |
| 12月 | 12月10日(木) 弟子屈学級 | 町政を学ぼう！ | 議会傍聴 (役場議場) |
| | 12月11日(金) 川湯学級 | 体験を通して食文化を学ぼう！ | 料理教室 (ふるさと館) |
| 1月 | 1月22日(金) 弟子屈学級 | 新年の喜びを語り合おう！ | 新年交流会（ゲーム出し物他） (公民館) |
| | 1月14日(木) 川湯学級 | | 新年交流会（ゲーム出し物他） (農村センター) |
| 2月 | 2月23日(火) 弟子屈学級 | 作る楽しさと技術を学ぼう！ | 文化活動手芸 (公民館) |
| | 2月19日(金) 川湯学級 | 健康な生活を送ろう！ | 健康体操（ガンバルーン・ふまねっと） (ふるさと館) |
| 3月 | 3月15日(火) 弟子屈学級 | 明日への生きがいを持つとう！ | 閉講式（学長式辞・修了証書・学習成果の確認） (公民館) |
| | 3月18日(金) 川湯学級 | | 〃 (ふるさと館) |

※都合により、日程変更等有り

● 町民大学校

◆対象者 成人

◆内 容 豊かに生きるための学習や社会変化に対応できるような新しい知識・技能習得のため、各分野の講座・教室等のメニューから選択して学習します。

● 幼児教育事業

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|---------|----------|--------------------|
| 7月8日(水) | 幼児芸術鑑賞事業 | 町内の幼児を対象として鑑賞事業を実施 |

● 青少年健全育成事業

◆対象者 小・中学生及び高校生

◆内 容 将来を担う小学生・中学生を対象に、自然体験活動や非日常生活体験を通じ、青少年健全育成を図る事業です。

青少年健全育成事業

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|-----------|----------------|---|
| 5月24日(日) | 少年の主張弟子屈大会 | 町内各小・中学校代表者による主張大会を開催。中学校の部最優秀賞受賞者を釧路総合振興局地区大会へ推薦する。 |
| 随 時 | GOGOチャレンジ隊派遣事業 | 町内の青少年を対象に近隣市町村で開催される事業に派遣。各種事業を経験することにより、青少年の健全な育成を図る。 |
| 通 年 | 青少年教室 | 文化・スポーツなど、ふるさとてしかがならではの様々な取り組みを通した学びの活動。 |
| 6～10月 | 摩周子どもおこと教室 | 箏の演奏技術と同時に礼儀作法を習得し、児童の育成を図る。 |
| 6月28日(土) | 海の子・山の子ふるさと交流 | 白糖町との交流事業。27年度は白糖町で開催。 |
| 1月下旬～2月上旬 | 町内児童生徒作品展覧会 | 町内各小・中学校の児童生徒の作品展覧会 |

青少年健全育成事業（支援事業）

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|-----|------------------------------|----------------------------------|
| 通 年 | 川湯エコミュージアムセンター もりのパレット探検隊 | 川湯エコミュージアムセンターでは、四季をとおして環境教育を実施。 |
| 随 時 | 青少年健全育成団体事業への協力 | 関係団体主催事業への協力 |

●芸術鑑賞事業

- ◆対象者 町民の方ならどなたでも（自己負担を伴うものや対象者数限定あり）
- ◆内 容 町民の皆さんに芸術鑑賞の機会を提供します。また、芸術鑑賞機会が少ない地域のため、近隣市町村などで開催される各種芸術公演等へも生涯学習バスを運行します。

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|-----------|-----------|-------------------------------|
| 11月18日(水) | 小学生芸術鑑賞事業 | 町内すべての小学生が集まり、各種団体が行う催物を鑑賞する。 |
| 随 時 | 芸術鑑賞バス事業 | 町外各種公演等へのバス運行 |

●家庭教育促進事業

- ◆生涯学習講演会などで家庭教育に関係する情報を提供し、家庭教育の啓発を図る。



●人材育成事業

- ◆弟子屈町成人式（平成28年1月10日(日)開催）
- ◆対象者 平成7年4月2日から平成8年4月1日の期間に生まれた方
- ※各種催しの内容・日程については決定次第、広報紙やチラシを通じてご案内しますので、多くの方のご参加をお待ちしています。

生涯スポーツを通して 健康体力づくり

生涯スポーツを通して体力の向上を図るため、各種スポーツの講習会や教室を開催しています。多くの方のご参加をお待ちしています。

●健康・体力向上講座

- ◆内 容 各自の体力を把握し、日頃の運動不足、健康維持、体力増進を目的に開催します。また、地域の要望に応じて講師を派遣します。
- ◆対 象 一般・高齢者の方
 - 予定している主な種目
腰痛体操、ニュースポーツ（ペタンク、フロアカーリング、スポーツ吹矢）



●スポーツ体験教室

◆内 容 いろいろなスポーツを体験する教室の開催。また、地域を巡回してスポーツの普及を図り、健康の維持に努めます。

◆対 象 幼児から一般まで

※日程が決まりましたら、広報紙などでお知らせします。

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|---------|-------------|--------------------------------------|
| 9月1日 | ニュースポーツ教室 | ニュースポーツを紹介し、スポーツの普及を図ることを目的とする |
| 11月中旬～ | 地域巡回スポーツ教室 | 町内7会場でニュースポーツを紹介し、スポーツの普及を図ることを目的とする |
| 1月9・10日 | ウインタースポーツ教室 | ウインタースポーツ（スケート）の楽しさや冬季間の運動不足解消を目的とする |

社会教育事業

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|--------|----------------|---------------------------------------|
| 5月19日 | AED取り扱い説明会 | AEDの取り扱い方法を学び、スポーツ実施時などにおける安全対策を目的とする |
| 7月11日 | 摩周ウォークラリーゲーム | 歩くことの楽しさを学び、参加者の交流を図ることを目的とする |
| 10月12日 | ビラオ山ろく完走マラソン大会 | 毎年、体育の日の行事として、各自の体力に合わせた健康マラソン大会 |

社会教育支援事業（支援事業）

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|-------------------|--------------------|--|
| 夏7月11日 冬11月28日 | 文化・スポーツ少年団 交流事業 | 夏季：体力測定会などを行い、各自の体力を把握させる 冬季：ニュースポーツで各団の交流を図る |
| 9月予定 | 摩周の里サイクリング大会 | サイクリングの楽しさを学び、健康スポーツの普及を図ることを目的とする |

●摩周ふれあいスポーツクラブ

単一種目だけではなく、多種多様のスポーツを行い、会員間の親睦と交流を図り、後世に継承していくことが目的のクラブです。なお、クラブ活動をともにすると、数種目ごとに加入するスポーツ保険料が1つとなるだけではなく、実際に行ってみたい種目を企画・立案することもできますので、ぜひ、この機会にクラブへ加入してみませんか。クラブでは、下記のとおり事業を計画しています。

年会費 中学生以上3,000円 小学生以下1,000円（ともに年間のスポーツ安全保険料含む）

定期事業（教育委員会共催）

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|---------|-------------|-----------------------------------|
| 毎週月・金曜日 | 定期スポーツ教室① | 卓球やバドミントンなどの教室（会場：弟子屈小学校） |
| 毎週月・木曜日 | 定期スポーツ教室② | ミニテニスの教室（会場：弟子屈中学校） |
| 毎週水曜日 | 定期スポーツ教室③ | 昼間開催の卓球教室（会場：公民館） |
| 毎週月曜日 | 太極拳教室 | 町内の太極拳講師による健康スポーツ教室（会場：修武館） |
| 毎週木曜日 | エアロビクス教室 | 町外の指導者による夜間開催の健康教室（会場：公民館・文化センター） |
| 毎週金曜日 | ソフトエアロビクス教室 | 町外の指導者による昼間開催の健康教室（会場：公民館・修武館） |

●スポーツ用具の貸し出し

教育委員会社会教育課では、次のスポーツ用具の貸し出しを行っています。 タグラグビー 1セット
 パークゴルフ用具 28セット フロアカーリング 1組 スポーツ吹き矢 3セット
 ミニテニスラケット 10本 室内ペタンク用具 2セット ドッジビー 10枚
 キンボール 1セット 運動会用具（スタートピストル・リレーバトンなど）
 歩くスキー 12セット スノーシュー 大人10組 子ども12組
 AED 1台（AEDの貸し出しについては、教育委員会主催の講習会を受講した方を対象といたします。
 なお数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。）（社会教育課 体育振興係）

●水泳教室 お問い合わせ／川湯屋内温水プール ☎483-2072

幼児から高齢者までの水泳教室を川湯屋内温水プールで開催しています。泳げない人が泳げるまで、また健康維持のため水中運動など内容盛りだくさんです。
 ※日程や内容などは、毎月の広報紙に掲載しています。ぜひご参加ください。

水泳教室等（川湯屋内温水プール）

| 月 日 | 事 業 名 | 備 考 |
|-------------------|------------|-----------------------------------|
| 毎週日曜日 (5月～11月) | 幼児水泳教室 | 4～5歳児を中心に楽しく遊び、水と親しみながら泳力を付けていく教室 |
| 毎週土曜日 | 小学生水泳教室 | 小学生を対象に楽しく遊び、水と親しみながら泳力を付けていく教室 |
| 毎週水・木・金・土・日曜日 | 育成コース | 泳力に応じ近代4泳法を（クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ）習得 |
| 毎週日曜日 | 初心者水泳教室 | 初心者を対象に基本的な動作練習 |
| 毎週水・金曜日 | がんばれ水泳教室 | 4泳法の向上、技術・泳力の向上 |
| 毎週木・土曜日 | 水中運動 | 泳げない方でも水中に入り安心して行える運動 |
| 毎週水曜日 | 水中ジョギング | 泳げない方でも行える水中歩行、水の特性と効果 |
| 毎週金曜日 (5月～11月) | ナイト水中ジョギング | |

くらしの中に図書館を

弟子屈町図書館

(中央2丁目4番1号) ☎482-1616 FAX 482-1617

- ◆開館時間 火曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで
土・日曜日 午前10時から午後5時まで
- ◆休館日 毎週月曜日、祝祭日、年末年始、図書整理期間



●インターネットで資料の検索・予約ができます。

弟子屈町図書館のホームページから、図書館の本を検索したり、貸出中の本への予約手続きをすることができます。ご利用の手続きなど詳しくは図書館窓口でおたずねいただくか、図書館のホームページでご確認ください。

上のQRコードをバーコードリーダーで読み取ると弟子屈町図書館のページにアクセスできます。

●図書館バス

毎週木曜日に町内16ステーションで移動図書館を開設していますので、ぜひご利用ください。なお、運行予定は図書館にお問い合わせいただくか、図書館のホームページでご確認できます。

●図書館事業

【読み聞かせ】絵本の会「おはなしはらっぱ」では毎週土曜日午後1時から、幼児・小学生を対象に絵本の読み聞かせを行っています。親子でぜひお越しください。

【読書感想文コンクール】町内の小学生から高校生までを対象に読書感想文コンクールを開催しています。（審査発表は1月頃）

★体験学習施設

大鵬相撲記念館（川湯温泉2丁目1番20号）☎483-2924

郷土が生んだ不滅の大横綱『故大鵬幸喜』の優勝額をはじめとした記録が、一目でわかる施設です。

- ◆開館時間 9:00~17:00 ※4月29日~5月6日、6月1日~10月20日までの期間は5:30~21:00
- ◆休館日 年中無休
- ◆入館料 大人（高校生以上）420円 子ども（小中学生）200円

屈斜路コタンアイヌ民俗資料館（屈斜路市街1条通11番地先）☎484-2128

昔からこの地に住んでいたアイヌの生活・暮らし・縄文期から現在までのコタンの歴史などを展示しています。

- ◆開館期間 4月29日から10月31日まで（期間中無休）
- ◆開館時間 9:00~17:00
- ◆入館料 大人（高校生以上）420円 子ども（小中学生）280円

川湯エコミュージアムセンター（川湯温泉2丁目2番6号）☎483-4100

川湯の大自然を紹介している環境省の施設です。周辺の森の散策ガイドやクラフト体験コーナーがあります。

- ◆開館時間 9:00~18:00
- ◆休館日 年末年始
- ◆入館料 無料

更科源藏文学資料館（摩周3丁目3番1号 釧路圏摩周観光文化センター内）☎482-1811

弟子屈町出身原野の詩人更科源藏の直筆原稿や交友関係者との写真、書簡などが約600点にわたり、展示されています。

- ◆開館時間 9:00~17:00
- ◆休館日 火曜日と祝祭日の翌日及び年末年始
- ◆入館料 無料

弟子屈町郷土資料収蔵庫「てしかがの蔵」（中央1丁目7番9号）

てしかが郷土研究会が長年にわたり収集した、開拓資料や生活用品など、郷土資料約4,000点が収納展示されています。

閲覧を希望される方は、弟子屈町教育委員会社会教育課まで、ご連絡ください。（☎482-2948）

川湯ふるさと館（川湯温泉2丁目3番40号）☎483-2060

交流室、研修室などのほか、チーズ加工室や実習室もある施設です。（定期で、地場産食材を使った料理作りに利用されています。）

- ◆開館時間 9:00~21:00
- ◆休館日 月曜日（祝日の場合は、翌日）、年末年始



★スポーツ施設

釧路圏摩周観光文化センター(摩周3丁目3番1号) ☎482-1811

昭和60年に建設されたこの施設は、テニスコートをはじめとする運動公園を合わせ、文化・スポーツの活動の場として多くの方に利用されています。

- ◆開館時間 9:00～21:00
- ◆休館日 火曜日と祝祭日の翌日および年末年始
- ◆施設の概要 テニスコート(6面)、ソフトボール場(2面)、屋内ゲートボール場(2面)、トレーニングルーム

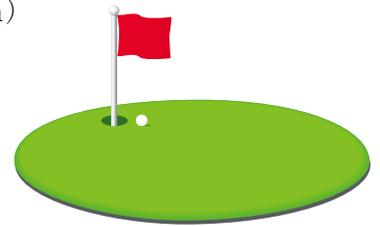
川湯屋内温水プール(川湯温泉3丁目2番35号) ☎483-2072

25mの6コースと幼児用プールを持つ温水プールです。水泳教室や水中運動教室も開催しています。ぜひご利用ください。

- ◆開館時間 10:00～17:00
- ◆休館日 月・火曜日及び祝祭日の翌日・年末年始(12月30日～1月5日)
- ◆使用料 一般540円 高校生以下と65歳以上の方は無料
※ただし町民以外の方は、一般540円 高校生210円 小・中学生100円

パークゴルフ場(環境生活課) ☎482-2934(課直通)

- 9〇〇草原パークゴルフ場 釧別原野 36ホール(総延長1,867m)
※国際パークゴルフ協会公認
- 釧別河川敷パークゴルフ場 泉1丁目ほか 36ホール(総延長1,360m)
- 川湯温泉パークゴルフ場 川湯温泉4丁目 18ホール(総延長851m)
- 川湯駅前パークゴルフ場 川湯駅前2丁目 18ホール(総延長770m)
- 美留和パークゴルフ場 美留和 18ホール(総延長950m)
- 屈斜路パークゴルフ場 屈斜路 18ホール(総延長826m)
- 奥春別パークゴルフ場 奥春別 36ホール(総延長822m)



その他のスポーツ施設

- 修武館(☎482-1235) 高栄2丁目 柔道、剣道、空手、太極拳
- 青少年会館(☎483-2720) 川湯温泉4丁目 屋内運動場 704㎡
- 川湯屋内ゲートボール場(☎483-3533) 川湯温泉1丁目 クレーコート2面
- 町営野球場 美里1丁目 1面
- 町営テニス場 桜丘2丁目 クレーコート4面
- 泉ソフトボール場 泉2丁目 1面
- 町営スピードスケート場(☎090-2053-4255) 摩周4丁目 400m
- 桜丘歩くスキーコース 桜丘2丁目 750m、3km、6km

問い合わせ/教育委員会社会教育課 ☎482-2948(課直通)

- 屈斜路ウォータースポーツ交流公園 屈斜路603番地 動力船・無動力船斜路
問い合わせ/☎484-2180(5月上旬～10月下旬)

